

〔資料〕 県母子父子寡婦福祉資金貸付（令和6年度）

資金種類	資金内容	貸付限度額	償還期限	利率
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備費、機械・材料等の購入費	3,470,000 円 団体 5,220,000 円	7 年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年 1.0 %
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料の購入費等運転資金	1,740,000 円 団体 1,740,000 円	7 年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年 1.0 %
修学資金	高等学校、大学、大学院、短大、高等専門学校又は専修学校で修学するために必要な経費（授業料、教科書代、交通費等）	月額 27,000 円から 183,000 円まで （学校種別、学年ごとに異なります） ※1	原則 10 年以内 （一部 5 年以内） 注 1	無利子
技能習得資金	自ら事業を開始し又は就職するために必要な授業料、材料費等	月額 68,000 円 （入学に要する費用は、初年度に最大 12 月分の貸付けを受けることも可能）	原則 10 年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年 1.0 %
		自動車免許の取得に必要な経費 460,000 円		
修業資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するための経費	月額 68,000 円	原則 10 年以内	無利子
		自動車免許の取得に必要な経費 460,000 円		
就職支度資金	就職するのに必要な経費（被服、履物等の購入費）	105,000 円	6 年以内	母が扶養する児童に係る貸付けの場合及び連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年 1.0 %
		自動車以外の通勤手段がない場合に、通勤用自動車の購入に必要な経費 230,000 円		
医療介護資金	医療・介護を受けるために必要な経費（医療保険の自己負担分、通院に要する交通費） ※当該医療・介護を受ける期間がおおむね 1 年以内の場合に限る	医療 340,000 円 （貸付申請者に所得税が課税されていない場合等は 480,000 円）	5 年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年 1.0 %
		介護 500,000 円		

資金種類	資金内容	貸付限度額	償還期限	利率
生活資金	知識技能を習得している期間の生活を安定・維持するのに必要な経費	月額 141,000 円（生計中心者でない場合は月額 70,000 円）	原則 10 年以内 注 1	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年 1.0 %
	医療・介護を受けている期間の生活を安定・維持するのに必要な経費	月額 108,000 円（生計中心者でない場合は月額 70,000 円）	5 年以内	
	母子家庭または父子家庭となつて 7 年未満の家庭の生活を安定・維持するのに必要な経費		8 年以内	
	失業期間中（1 年以内）の生活を安定・維持するのに必要な経費	月額 105,000 円（生計中心者でない場合は月額 70,000 円）	5 年以内	
	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・維持するのに必要な経費	児童扶養手当の支給相当額	10 年以内	
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な経費	1,500,000 円（災害等により特に必要と認められる場合 2,000,000 円）	6 年以内 （災害等 7 年以内）	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年 1.0 %
転宅資金	住宅を移転するために必要な経費	260,000 円	3 年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年 1.0 %
就学支度資金	入学又は修業施設へ入所するために必要な経費（被服、履物等の購入費、入学金等）	64,300 円から 590,000 円まで（学校種別、学年ごとに異なります）	原則 10 年以内 修業 5 年以内	無利子
結婚資金	子どもが婚姻するために必要な経費	320,000 円	5 年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年 1.0 %

注 1 借主の償還終了時の年齢が 65 歳とすることが望ましい。

※ 1 修学資金と各種奨学金との併用について

日本学生支援機構、山口県ひとづくり財団の場合・・・貸与月額の差額を限度として貸与可能